

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ(B1)電動機点検時、反負荷側軸受けケースに摩耗が認められたため、対応検討。	D	
2	1号機	復水器過装置計装用空気配管(銅管)接続箱の点検時、銅管接続部品(スリーブ)にひび及び接続部に空気漏れが認められたため、当該部を補修。	D	
3	1号機	プロセスモニタ機能検査(その1)検査要領書に誤記(距離の単位)が認められたため、当該要領書を訂正。	D	
4	1号機	原子炉再循環ポンプ用電動機・発電機セット(B)制御盤点検時、端子台カバー取付部の破損(2箇所)が認められたため、当該部を補修。	D	
5	1号機	非常用ディーゼル発電機設備(A)制御盤点検時、端子台カバー取付部の破損(7箇所)及び電線管貫通部の処理不良(1箇所)が認められたため、当該部を補修。	D	
6	1号機	復水器連続洗浄装置ボール捕集器(A, B, C)格子止め金具に摩耗が認められたため、当該部を補修。	D	
7	1号機	制御棒駆動水圧系リターンラインのストレーナ点検時、内部に異物(Oリング3個、針金状のもの1本)が認められたため、対応検討。	D	・H21年3月25日 再審議にてグレード変更「C」→「D」
8	1号機	制御棒駆動水圧系手動弁点検時、冷却水入口弁(2弁)の弁体に摩耗が認められたため、当該弁体を交換。	D	
9	1号機	復水器連続洗浄装置ブースターポンプ(B-1)点検時、インペラーに指示模様が認められたため、対応検討。	D	
10	1号機	復水器連続洗浄装置ボール回収器(D, F)の点検時、内面ライニングに亀裂が認められたため、当該部を補修。	D	
11	1号機	復水器連続洗浄装置ボール回収器切替弁(A~F)の点検時、弁軸に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
12	1号機	復水器連続洗浄装置ボール回収器切替弁(C, E, F)の点検時、軸受フランジに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	2号機	復水ろ過装置制御盤において、保持ポンプ(C)出口弁の開閉表示灯が点灯していないことが認められたため、当該弁のリミットスイッチを点検。	D	
14	3号機	原子炉建屋天井クレーンの使用前点検時、配電盤扉のハンドル破損が認められたため、当該ハンドルを交換。	D	
15	3号機	放水口温度記録計において、指示不良(一時的に乱点)が認められたため、当該記録計を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353